

## 2020年度 文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」要項

文教大学緊急特別奨学金は、文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。このたび、従来の募集に加え「新型コロナウイルス」による影響で家計が急変し、修学的意思があるにも関わらず、学業を継続することが困難（学生生活を維持することが困難）な学生に対する募集を行うこととし、緊急に受付を行います。

文教大学緊急特別奨学金（以下、緊急特別奨学金）は、「在学中に1度のみ」給付を認める奨学金ですが、本要項で募集する奨学金は、新型コロナ対応の特例として、過去に緊急特別奨学金を受給している方の申請を認めるほか、本奨学金を受給した場合も次年度以降の緊急特別奨学金への申請を制限しないこととします。

### 1. 対象者

全学年

### 2. 支給額

授業料の半額（半期分）を上限とする。

### 3. 出願方法

下記の期間に出願書類を各校舎の提出先に郵送（レターパック）でしてください。

#### (1) 出願期間

【1回目（春学期支援）】2020年9月18日（金）～2020年9月30日（水）

【2回目（秋学期支援）】未定（決定し次第公開します）

#### (2) 提出先

所属校舎により提出先が異なりますので注意してください。

【越谷校舎学生】〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学学生課コロナ奨学金係

【湘南校舎学生】〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学教育支援課コロナ奨学金係

### 4. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

(1) 新型コロナウイルスの影響により、2020年1月以降に家計が急変し、学生生活の維持が困難な者

(2) 別に定める家計基準を満たしている者

(3) 標準修得単位数を満たしている者（下表参照）

(4) 留年していない者（休学による場合は除く）

※授業料納入の有無は問わない

※外国人留学生の出願も可

【教育学部（2020年度以降入学生）・人間科学部・文学部・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16単位	32単位	48単位	64単位	80単位	96単位	112単位

【教育学部（2019年度以前入学生）・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17単位	34単位	51単位	68単位	85単位	102単位	119単位

※各セメスター終了時に修得が必要な単位数です。

## 5. 家計急変の事由

新型コロナウイルスの影響による収入減であること。

- ①家計支持者が失職・退職（非自発的失業に限る 注2 参照）による収入減（※既に再就職等していても収入が下がっている場合は対象）
- ②家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）の倒産による収入減（※既に再就職等していても収入が下がっている場合は対象）
- ③家計支持者が経営する会社の経営不振による収入減
- ④家計支持者が勤務する会社等からの給与の減少
- ⑤「学生本人」のアルバイト収入等の減少（専ら授業料を学生本人が工面している場合）

（注1）願書の記載内容及び添付書類で証明（説明）する必要があります

（注2）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合をいいます。

離職理由コード	
IA (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
IB (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月未満）

## 6. 家計基準

以下（1）（2）のいずれかを満たす者

（1）「5. 家計急変の事由 ①～④」に該当する場合、家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の2020年の収入の合計が、新型コロナウイルスの影響により、2019年の収入と比較して2割以上減少し、下記の金額に相当すると見込まれる者

### ①給与所得者

給与収入が672万円以下である者

### ②給与所得者以外

所得が305万円以下である者

### ③給与収入と給与所得以外の両方の収入がある者

給与収入と給与外所得の合計が672万円以下であり、かつ給与外所得が305万円以下である者

（2）「5. 家計急変の事由 ⑤」に該当する場合、学生本人の2020年の収入が、2019年の収入と比較して2割以上減少する見込みの者

※専ら授業料を学生本人が工面している場合に限る

## 7. 支給方法

出願時に指定した口座に全額一括で振り込みます。

## 8. 出願書類

下記の①～⑥をすべて揃えて提出してください（ただし、⑤は任意）。

NO	提出書類	備考
①	文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」願書 原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべて出願者本人が記入すること</li> <li>押印はシャチハタ不可。</li> <li>保証人の署名、捺印は不要</li> </ul>
②	【家計基準（1）で出願する場合】 所得証明書（父母両方） コピー等可 【家計基準（2）で出願する場合】 所得証明書（学生本人） コピー等可	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村役所で発行（発行可能な最新のもの）</li> </ul>
③	【家計基準（1）で出願する場合】 出願時点の収入（見込み）を証明するもの （父母両方） コピー等可 【家計基準（2）で出願する場合】 出願時点の収入（見込み）を証明するもの （学生本人） コピー等可	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願する年の1月以降の収入の実績を示す書類及び</li> <li>出願時以降の収入見込を示す書類</li> <li>【例】勤務先の給与明細、銀行の通帳コピー、遺族年金の受給額がわかる書類、雇用保険受給金額がわかる書類、退職手当額がわかる書類、現勤務先の直近の給与明細、勤務先発行の年収見込がわかる書類など</li> </ul>
④	家計急変を証明する書類（次のア～オに該当するもの） コピー等可 【家計基準（1）で出願する場合】 ア）家計支持者の失職・退職 イ）家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）の倒産 ウ）家計支持者が経営する会社の経営不振 エ）家計支持者が勤務する会社等からの給与減 【家計基準（2）で出願する場合】 オ）「学生本人」のアルバイト収入等の減少（専ら授業料を学生本人が工面している場合）	解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など ※離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの 廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議議事録など 出納帳簿のコピーなど ・給与明細 ・収入減を証明する書類 ・授業料を学生本人が工面していることがわかる書類
⑤	その他、新型コロナウイルスによる家計急変を証明する書類 コピー等可	<ul style="list-style-type: none"> <li>願書に記載した内容を証明するため、提出できる場合に提出してください。</li> <li>【例】国・地方公共団体又はその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する<u>公的支援の受給証明書</u>（例：持続化給付金、社協の緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など ※国の特別定額給付金（一律10万円）は除く）、給与支払者等から発行された文書など</li> </ul>
⑥	奨学金振込口座届 原本	
⑦	誓約書 原本 ※9/23修正：提出は不要です	→学生本人および保証人がそれぞれ自署・押印

※コピー等可とある書類は、原本の記載内容を正確に確認できれば、FAX受信したもの、写真データをプリントアウトしたものなど、書式は問いません。

※上記の書類に加え、事実関係を明らかにするための書類の提出を求める場合があります。

※外国人留学生で、②③④の書類が用意できない場合は、学生課または教育支援課に問い合わせてください。

## 9. 選考方法・スケジュール

### 春学期

～9月30日（水）	出願期間
10月上旬～	学生委員会で審議・選考
10月22日（木）	採用者発表

### 秋学期

未定（決定し次第公開します）

## 10. 特記事項

- ・学内の他の奨学金、他団体の奨学金の受給者も出願可能です。文教大学奨学金、高等教育の修学支援新制度等にも出願可能（併給可能）です。
- ・出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・採否の理由はお答えできません。
- ・虚偽の申請により奨学金の受給した場合は、給付済の奨学金の返還を求めるとともに、懲戒処分の対象とする場合があります。
- ・「1回目（春学期支援）」に採用された場合、「2回目（秋学期支援）」には出願できません。
- ・緊急特別奨学金は、「在学中に1度のみ」給付を認める奨学金ですが、本要項で募集する奨学金は、新型コロナ対応の特例として、過去に緊急特別奨学金を受給している方の申請を認めるほか、本奨学金を受給した場合も次年度以降の緊急特別奨学金の申請を制限しません。

以上